

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱等に係る鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の運用基準

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号県土整備部長通知。以下「制限付一般競争入札要綱」という。)、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱(平成19年8月1日付第200700043202号県土整備部長通知。以下「指名競争入札要綱」という。)及び鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知。以下「成果品重点確認要綱」という。)に係る鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第200700191955号県土整備部長通知)別表第2の14号に係る運用基準について、下記のとおり定める。

記

措置要件	期間	備考
(1) 技術者状況調査(制限付一般競争入札要綱第5条第2項第2号又は指名競争入札要綱第5条第2項第2号に規定するものをいう。以下同じ。)の修正報告が1か月以上遅れ、かつ、その修正により入札参加資格に変更を生じる場合。	1か月以上6か月以内	
(2) 技術者状況調査の修正報告が1か月以上遅れ、かつ、その修正により採点に変更を生じる場合。	2週間以上6か月以内	
(3) 低価格入札(成果品重点確認要綱第2条第3号に規定する入札をいう。以下同じ。)となった場合に、落札予定者が低価格配置技術者調書(成果品重点要綱第8条に規定する調書をいう。)を提出せず、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった場合。	1か月	
(4) 低価格入札となった場合に、落札予定者が低価格配置技術者調書を意図的に提出せず、失格となった場合。	1か月	
(5) その他	その都度決定	